

一般事業主行動計画について

◆一般事業主行動計画とは

日本は急速な少子化があり 次代の社会を担う全ての子供が健やかに生まれ、かつ、育成される環境を図ることが喫緊の課題となりました。

このような状況を踏まえ、地域や職場環境において、総合的次世代育成支援対策を推進します。

※ 児童福祉法一部改正（平成20年12月3日に法律第85号として公布）

※ 当法人は平成17年4月1日に育児・介護休業を就業規則にて改正実施（一部改正要）

※ 計画期間 平成30年11月1日から令和4年10月31日までの5年間

記

◆当法人における実施例として、一般事業主行動計画より抜粋

- (1) 産前・産後休暇、育児休暇の整備（その他、時間単位休暇など）
- (2) 男性の育児休暇の取得促進
- (3) 職員の育児休業中の人員確保
- (4) 看護、介護休業中の人員確保
- (5) 時間外及び深夜業労働の制限
(子供が小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員)
- (6) 保育室整備、外来トイレ内にオムツ交換台の設置
- (7) 雇用環境の整備
- (8) 中学生～大学生・看護学生等の就業体験受け入れ
- (9) ハラスメント窓口の設置
- (10) 時間外労働の削減及び年次有給休暇の取得促進
- (11) 委員会の実施と報告
- (12) 内容改善・変更等ある場合には、院内グループウェアにて速やかに周知

以上